

第4部 計画の推進に向けて

1．情報提供

障がい福祉サービス、相談支援事業等の周知やサービスの利用手続き、事業者の情報提供にあたって、広報や各種パンフレット、ホームページ等を活用し、分かりやすく、かつ確実に、障がいに応じた適切な情報提供を継続的に行うとともに、民生委員・児童委員や身体障害者相談員・知的障害者相談員を通じて、制度の周知を図ります。

また、事業者に対しても、制度内容など広く情報提供を行っていきます。

2．サービスの質の確保

障がいのある方の抱える課題の解決や適切なサービス利用につながるよう、ケアマネジメントの必要性を啓発していきます。

また、町の相談窓口や相談支援事業を通じて、障がいのある方やその家族、関係団体などの相談内容や苦情内容などの声を収集・整理し、ニーズの把握、サービスの質の向上に努めます。

3．人材の育成と確保

地域自立支援協議会を通じて、研修会や学習会を実施し、相談支援機能の充実と地域の支援体制の強化に努めるとともに、相談支援事業者やサービス提供事業者等の資質の向上を図ります。

また、庁内すべての職員が、障がいのある方に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

4．進行管理・評価体制の構築

計画を確実に進めていくためには、計画・実行・点検・評価・改善を継続的に行うことが必要です。本計画の上位計画である「杉戸町障がい者福祉計画」の進捗管理と合わせて、計画の達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

5．広域連携・ネットワーク化

計画の推進にあたり、地域自立支援協議会を活用し、関係機関(各サービス事業者、医療機関、県関係機関、春日部ハローワーク、特別支援学校、教育委員会)がそれぞれの役割を果たせるよう、相互の連携を図り、課題に向けての対応を検討していきます。

また、さまざまな団体や組織と行政の連携をより一層強め、それぞれの役割を踏まえつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

6 . 施設整備

各種施設整備に関しては、広域で設置している地域自立支援協議会を活用して周辺市町や社会福祉協議会、サービス事業者などとの連携を強化し、既存の事業や施設の活用も視野に入れた解決策の検討や共同事業の推進を図ります。